

野田市障がい者福祉手当支給条例施行規則及び野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 4 4 号

野田市障がい者福祉手当支給条例施行規則及び野田市廃棄物の処理 及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

(野田市障がい者福祉手当支給条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市障がい者福祉手当支給条例施行規則（昭和 6 0 年野田市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 7 条第 1 項各号」を「第 6 条第 1 項」に改め、「、野田市ねたきり身体障がい者福祉手当支給申請書」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は野田市おむつ手当支給申請書」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削る。

第 5 条中「規程」を「規定」に改め、「（以下「受給者」という。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（基準支給量）

第 5 条の 2 条例第 3 条第 6 号の規則で定める基準支給量（以下この条において「基準支給量」という。）は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める単位数の合計で 9 6, 0 0 0 単位とする。この場合において、障がい者（重度知的障がい者を除く。）が次の各号に掲げる給付を重複して受けた場合の基準支給量は、それぞれの単位数の合計を合算して得た単位数の合計で 9 6, 0 0 0 単位とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条に規定する保険給付
当該保険給付につき厚生労働大臣が定める基準により算定された単位数
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 1 項に規定する介護給付費等 当該介護給付費等につき同法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準及び第 3 0 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定された単位数

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等 当該障害児通所給付費等につき内閣総理大臣が定める基準により算定された単位数

第6条の見出し中「失権」を「受給権の消滅」に改め、同条中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（受給権の消滅の通知）

第6条の2 市長は、受給資格者の受給権が消滅したときは、前条の届を受理した場合を除き、野田市障がい者福祉手当受給権消滅通知書により通知するものとする。

第7条を次のように改める。

（現況届）

第7条 条例第9条第1項の現況届は、野田市障がい者福祉手当現況届とする。

第8条中「第9条の2第1項」を「第10条第1項」に改める。

第9条中「条例第9条の2」を「市長は、条例第10条」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（支給の差止めの通知）

第10条 市長は、条例第12条第1項の規定により手当の支給を一時差し止めたときは、野田市障がい者福祉手当一時差止通知書により通知するものとする。

（野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部改正）

第2条 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成6年野田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第3号中「又は野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和48年野田市条例第4号）の規定によるおむつ手当を受給している世帯」を削り、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例施行規則の規定は、令和6年8月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年7月分までの障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。